

第3部 清掃編

第1章 清掃事業の概要

1. 清掃事業のあゆみ

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
明治 33. 4	汚物掃除法施行			
昭和 29. 10	清掃法施行 (法律第 72 号)			
昭和 30. 6		ごみ焼却場神野町へ 移転操業開始		
昭和 31. 4	加古川市清掃条例 制定 (昭和 31 年条 令第 6)			
昭和 34. 4			バキューム車 1 台を配置 し、直営し尿収集運搬業 務を開始	
昭和 41. 9	加古川市立清掃処 理場条例施行 (昭和 41 年条例第 32 号)	神野清掃工場竣工 (焼却能力 30 t/8 h)		
昭和 42. 3			尾上処理工場操業開始 (処理能力 100kl/日)	
昭和 42. 9			し尿の委託収集開始	
昭和 43. 4	加古川市し尿浄化 槽管理業条例施行 (昭和 43 年条例第 25 号)		し尿収集運搬業務の一 部を 4 業者に委託	
昭和 45. 6		ごみ収集の一部委託 開始		
昭和 46. 9	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行 (S45 年法律第 137 号)			
昭和 47. 4	加古川市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例施行 (S47 年条例第 18 号)			
昭和 47. 8			尾上処理工場増設 (処理能力 150kl/日)	
昭和 47. 12		神野清掃工場に粗大 ごみ処理施設完成 (破碎能力 50 t /5 h)		
昭和 52. 12		清掃センター竣工		

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
昭和 53. 7	加古川市一般廃棄物処理事業審議会設置			
昭和 54. 2	加古川市一般廃棄物処理事業審議会答申(ごみ分別収集計画の指標・排出マナーの向上・ごみ減量・適正処理の推進等)			
昭和 54. 5		清掃プラント竣工(焼却能力 360t/24h、120t3 基)		
昭和 54. 9		ごみ収集運搬処理業の許可		かん類・びん類の分別収集をモデル地区で開始
昭和 55. 1		3 年計画で分別方法の変更		資源ごみ集団回収運動奨励金の交付要綱制定(交付開始)
昭和 56. 3			尾上処理工場竣工(処理能力 250kl/日)	
昭和 56. 4		指定ごみ袋による可燃ごみ収集開始		
昭和 56. 12	広域臨海環境整備センター法施行(昭和 56 年法律第 76 号)			
昭和 57. 4			し尿収集運搬業務の一部を 8 業者に委託	かん類・びん類の委託収集開始
昭和 60. 10	浄化槽法施行(昭和 58 年法律第 43 号)		尾上処理工場脱水汚泥の肥料化	
昭和 60. 12	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(昭和 60 年条例第 27 号)			
昭和 62. 3		清掃プラントを混合焼却炉に改良		
昭和 62. 4		指定ごみ袋の廃止		
昭和 62. 10	大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎建設事務所開設			
昭和 63. 7		粗大ごみ処理施設リサイクルセンター竣工(処理能力 80 t /5h)		

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 1. 7		粗大ごみ分別収集開始		
平成 2. 7	大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地積出開始			
平成 3. 4	再生資源の利用促進に関する法律公布（H3 年法律第 48 号）			
平成 3. 5	一般廃棄物処理問題検討委員会設置（H3. 5～H4. 3）			
平成 3. 10	再生資源の利用促進に関する法律施行			
平成 4. 3	一般廃棄物処理基本計画策定（H5～H14）			
平成 4. 4				ごみ減量化推進補助金交付要綱制定
平成 4. 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律施行（H3 年法律第 95 号）			
平成 5. 11	環境基本法公布（H5 年法律第 91 号）			
平成 6. 1				加古川市事業系ごみ減量化推進委員会設置
平成 7. 4				集団回収用具購入費用補助金交付要綱制定（物置への補助を実施）
平成 7. 6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布（H7 年法律第 112 号）			
平成 7. 10		敷物・寝具類の分別収集開始		
平成 7. 12			兵庫県加古川下流浄化センターに部分放流開始	

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 8. 4	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 施行規則 一部改正（廃止・変更等様式変更）			
平成 9. 2	加古川市一般廃棄物処理事業審議会に諮問（ごみ減量化対策等）			
平成 9. 4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（H7 年政令第 411 号）			
平成 9. 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（H9 年法律第 85 号）			
平成 9. 10				容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づきペットボトル回収、びんの 3 色分別収集開始
				紙類・衣類の分別収集開始
平成 10. 4			（市）浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱施行	
平成 10. 5	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布（H10 年法律第 97 号）			
平成 11. 12		クリーンセンター開放型冷水塔を密閉型に取替		
平成 12. 4	加古川市環境基本条例施行			電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱制定
平成 13. 4	家電リサイクル法施行	ごみ袋の透明化	兵庫県加古川下流浄化センターに全量放流開始、処理能力（230k1／日）に変更。	

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 13. 10	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行 加古川市アダプトプログラム実施要綱制定			
平成 15. 3	加古川市一般廃棄物処理基本計画策定（H15～H24）	新クリーンセンター竣工 （焼却能力 432t/日） （144t/日×3 基）		
平成 15. 4		廃棄物処理手数料改定 ・事業系廃棄物 処理手数料 10kg あたり 50 円→80 円		
平成 16. 4		高齢者・障害者等戸別収集開始 （さわやか収集）		循環型社会・環境美化推進モデル事業補助金交付要綱施行
平成 17. 2	JR 加古川駅前周辺地域を投げ捨て防止重点区域に指定			
平成 17. 5	JR 東加古川駅前周辺地域を投げ捨て防止重点区域に指定			
平成 17. 6				リサイクル情報誌「ば・と・ん」発行
平成 19. 10			し尿処理手数料改定 ・人員制を廃止し、従量制に一本化 従量制 10 ㍲当り 25 円 （改定前 1 ヶ月 1 人 100 円） ・事業活動に伴う仮設便所 1 基当り 3,000 円及び 10 ㍲当り 60 円 （改定前 10 ㍲当り 25 円） ・浄化槽汚泥の投入手数料 無料 （改定前 100 kg 当り 50 円）	

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 20. 1	JR 加古川駅北周辺地域、JR 東加古川駅北周辺地域を投げ捨て防止重点区域に指定 (H. 20. 1. 4)			
平成 20. 3				ごみ減量化推進補助金交付要綱廃止
平成 20. 4				循環型社会・環境美化推進モデル事業補助金交付要綱廃止
平成 20. 10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ヲ _ヅ 当り 45 円 (改定前 10 ヲ _ヅ 当り 25 円)	
平成 21. 10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ヲ _ヅ 当り 60 円 (改定前 10 ヲ _ヅ 当り 45 円)	
平成 22. 3				集団回収用具購入費用補助金交付要綱廃止
平成 22. 4		リサイクルセンターの一部業務委託開始		蛍光灯・乾電池、紙パック、雑がみ分別収集開始
平成 22. 10	ごみ処理広域化実現可能性調査実施※			
平成 22. 12		旧クリーンセンター解体撤去工事完了		
平成 24. 2	ごみ処理広域化基本計画策定※			
平成 24. 4				資源化センター運用開始
平成 24. 7		資源ごみ等の持ち去り禁止制度開始		
平成 25. 3	加古川市一般廃棄物処理基本計画策定 (H25～H34)			電動式生ごみ処理機購入補助金交付制度終了

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 25. 4	2 市 2 町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結し、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び維持管理を高砂市において行うことを決定			
平成 25. 10		使い捨てライターの拠点回収を開始		
平成 26. 3	ごみ処理施設整備基本計画策定※			
平成 26. 4				クリーンセンター焼却飛灰のセメント原料化開始
平成 27. 2				使用済小型家電の拠点回収を開始
平成 27. 4	1 市 2 町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託		（市）浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（改正）施行 （市）浄化槽維持管理費補助金交付要綱施行	
平成 27. 10			し尿収集運搬業務の一部を 7 業者に委託	
平成 27. 11				レジ袋削減に向けた取組に関する協定を消費者協会・事業者との間に締結
平成 28. 4	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託			剪定枝資源化事業を開始 レジ袋削減に向けた取組に関する協定締結事業者レジ袋無料配布中止
平成 28. 5				電動式生ごみ処理機購入補助金交付制度開始
平成 28. 6				宅配便を利用した小型家電の回収について民間事業者と協定を締結

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 28. 10		廃棄物処理手数料改定 ・事業系ごみ 処理手数料 10kg あたり 80 円 →130 円、自己搬入家庭系ごみ 無料枠撤廃		
平成 28. 11				加古川市おいしい食べきり運動協力店制度開始 資源（紙類）回収ボックスを旧水道局敷地内に設置
平成 28. 12	広域ごみ処理施設整備・運営事業の開始（高砂市）			
平成 29. 1				機密文書資源化事業開始
平成 29. 2	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始			
平成 29. 4		粗大ごみのステーション収集を可燃性、不燃性、ふとん類の3分別に細分化して実施（9 月末まで）		リユース食器利用促進補助事業（平成 30 年 3 月まで） 電動式剪定枝粉碎機貸出事業開始
平成 29. 6	廃棄物減量等推進審議会設置			
平成 29. 9		粗大ごみのステーション収集を終了 ごみの名称について燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に変更		
平成 29. 10		粗大ごみ戸別有料収集開始		
平成 30. 1				紙類の分別収集を月 1 回から 2 回に変更
平成 30. 3	加古川市一般廃棄物処理基本計画改定（H30～H34）			
平成 30. 4				生ごみ処理容器購入補助金交付制度開始 集団回収団体備品購入補助金交付制度（令和 4 年 3 月まで）

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 30. 4				事業系資源物回収ボックス設置費補助金交付制度(令和 4 年 3 月まで)
平成 30. 7				家庭系剪定枝・草の分別収集開始(月 1 回収集、ただし 5 月～11 月は 2 回収集)
平成 31. 4				使用済インクカートリッジの拠点回収を開始(インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加)
令和 1. 5				水銀式体温計・温度計・血圧計の拠点回収を開始
令和 1. 10	食品ロスの削減の推進に関する法律施行(R1 年法律第 19 号)		尾上処理工場施設方針決定 (施設の全面更新を行う整備方針を採択)	
令和 1. 12				家庭系剪定枝・草の通年月 2 回収集の開始
令和 2. 7	レジ袋有料化の義務化			
令和 2. 8		災害廃棄物の処理に関する基本協定を民間事業者と締結		
令和 2. 12		指定ごみ袋販売開始 (家庭系：燃やすごみ)		
令和 3. 4			加古川市尾上処理工場整備運営事業者選定委員会設置	
令和 3. 6	「加古川市気候非常事態宣言」表明	指定ごみ袋制度開始 (家庭系：燃やすごみ)		
令和 3. 10				リユース活動の促進に関する協定を民間事業者と締結
令和 3. 11		広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」試験稼働 燃やすごみの一部搬入を開始		
令和 3. 12			加古川市尾上処理工場整備運営事業者選定委員会答申(優先交渉権者選定)	リユース情報誌「ば・と・ん」廃刊(最終: R3. 12 月号)

年 月	一般的事項	ご み 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
令和 4. 1		使い捨てライターの分別収集開始 エコクリーンピアはりまへ燃やさないごみ、粗大ごみの一部搬入を開始	加古川市尾上処理工場整備運営事業の仮契約締結	
令和 4. 2	「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」表明	エコクリーンピアはりまへ燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの自己搬入開始（家庭系ごみ処理手数料 10kg あたり 50 円）		
令和 4. 3		新クリーンセンター稼働終了 リサイクルセンターの破碎処理終了 竜ヶ池灰埋立最終処分場埋立終了	加古川市尾上処理工場整備運営事業の本契約締結	
令和 4. 6		エコクリーンピアはりま運営開始		
令和 4. 8		新クリーンセンター解体撤去工事開始		
令和 4. 11		汚泥一時保管用のストックヤードをリサイクルセンター内に設置		
令和 5. 3	加古川市一般廃棄物処理基本計画策定（R5～R14）	磐東第 2 不燃物最終処分場閉鎖工事完了		
令和 6. 3		新クリーンセンター解体撤去工事完了		リユース活動の促進に関する協定を民間事業者と締結
令和 6. 6			新尾上処理工場へし尿・浄化槽汚泥の投入開始	
令和 6. 10			し尿処理手数料 改定 ・従量制の単価改定 従量制 10 ㍲当り 75 円 【経過措置】 （改定前 10 ㍲当り 60 円） ・事業活動に伴う仮設便所 1 基当り 6,000 円及び 10 ㍲当り 90 円 （改定前 1 基当り 3,000 円及び 10 ㍲当り 60 円）	
令和 7. 3			新尾上処理工場竣工記念式典開催	

2. 清掃事業費の推移（決算額）

（単位：円）

年 度 区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1. 清掃総務費	73,493,953	76,939,145	68,826,070	51,482,960
2. 塵芥処理費 （ごみ処理広域化推進事業費を除く）	987,310,592	942,209,673	943,543,622	1,010,958,328
3. 環境施設費 （マテリアルリサイクル推進施設整備事業費を除く） ※R4年度まで上段：リサイクルセンター費、下段クリーンセンター費（新クリーンセンター解体撤去準備事業費及び新クリーンセンター解体撤去事業費を除く）	450,753,763	348,312,534	351,157,107	347,572,200
	1,254,333,239	82,483,781		
4. し尿処理費	438,909,041	438,116,377	428,142,715	417,808,173
5. し尿処理施設費	256,349,232	389,956,524	2,612,167,076	1,613,569,403
計	3,461,149,820	2,278,018,034	4,403,836,590	3,441,391,064
一般会計決算額	103,963,343,733	91,864,021,877	98,340,514,901	98,236,662,698
一般会計に占める割合	3.3%	2.5%	4.5%	3.5%
人口1人当たりの清掃費	13,332	8,831	17,170	13,498
1世帯当たりの清掃費	32,014	20,939	40,192	31,168

【参考】

塵芥処理費 （ごみ処理広域化推進事業費を含む）	4,428,108,592	1,541,752,163	1,009,998,702	1,078,234,338
環境施設費 （マテリアルリサイクル推進施設整備事業費を含む） ※R4年度まで上段：リサイクルセンター費、下段クリーンセンター費（新クリーンセンター解体撤去準備事業費及び新クリーンセンター解体撤去事業費を含む）	450,753,763	348,312,534	1,758,517,407	358,352,200
	1,258,480,239	408,413,781		

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理の概要

各家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみに区分し、市直営又は委託により収集し、高砂市にある広域ごみ処理施設エコクリーンピアはりまに搬入、以後の処理を委託している。エコクリーンピアはりまにおいて、破碎・焼却等の中間処理を行い、資源物は再生工場へ、焼却飛灰はセメントの原料に、これら以外の処理残渣は最終処分場へ運搬し埋め立て処分を行っている。

資源物は、かん、びん、ペットボトル、紙類、衣類、剪定枝・草、蛍光灯、電池類に分別して、委託により収集している。また、資源化センターにおいて機密文書等の紙類の無料引取りを行うほか、市民センターや公民館等では、小型家電や使用済みインクカートリッジ、水銀使用製品等の拠点回収を実施するなど、細やかな分別を行い、それらを再生工場などに搬入することで資源化を推進している。また、少年団やPTA等が行う集団回収に対して奨励金を交付し、地域のコミュニティの育成と資源化の推進を図っている。

○市が収集するごみ（家庭ごみ）

区 分	収集形態	手数料	回数	説 明
燃やすごみ	直営	無料	週2回	台所ごみ、ビニール類、紙くず、プラスチック類、皮製品類、ゴム類（ステーション方式）
	委託		年6回	ライター（ステーション方式）
燃やさないごみ	直営	無料	月1回	陶器類、ガラス、金属類、小型家電（ステーション方式）
粗大ごみ	直営	有料	随 時	家具、電気製品、石油ストーブ、布団類（戸別収集方式）
資源物	委託	無料	月2回	紙類、剪定枝・草（ステーション方式）
			月1回	かん類、びん類、ペットボトル、衣類（ステーション方式）
			年6回	蛍光灯、乾電池（ステーション方式）

○許可業者が収集、またはエコクリーンピアはりまへ自己搬入するごみ

区 分	収集形態	手数料	説 明
事業系ごみ	許可業者 自己搬入	10kg 当たり 130 円	各種店舗や会社、事務所から出るごみ
一時多量ごみ （家庭系ごみ）	自己搬入	10kg 当たり 50 円	引越しごみ、一時多量ごみ

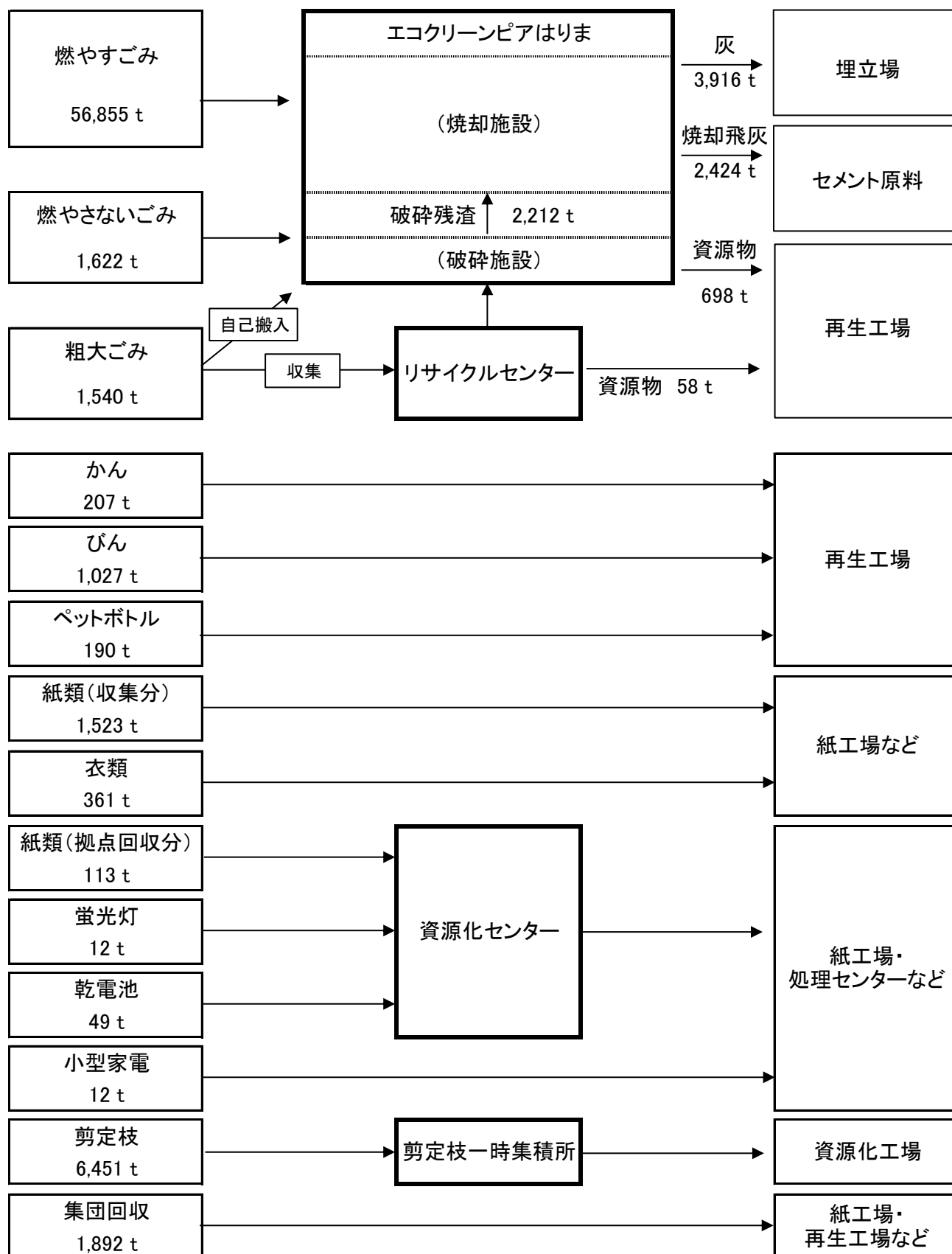
○リサイクルセンター及び資源化センターへ自己搬入する資源物

区 分	収集形態	手数料	説 明
剪定枝（事業系）	自己搬入	10kg 当たり 130 円	剪定枝・草
剪定枝（家庭系）	自己搬入	10kg 当たり 80 円	剪定枝・草
紙類（事業系・家庭系）	自己搬入	無料	紙類

2. ごみ処理の現状

(1) ごみ・資源物のゆくえ（令和6年度実績）

ごみ・資源物総排出量：71,852 t（家庭系：49,121 t、事業系：22,730 t）



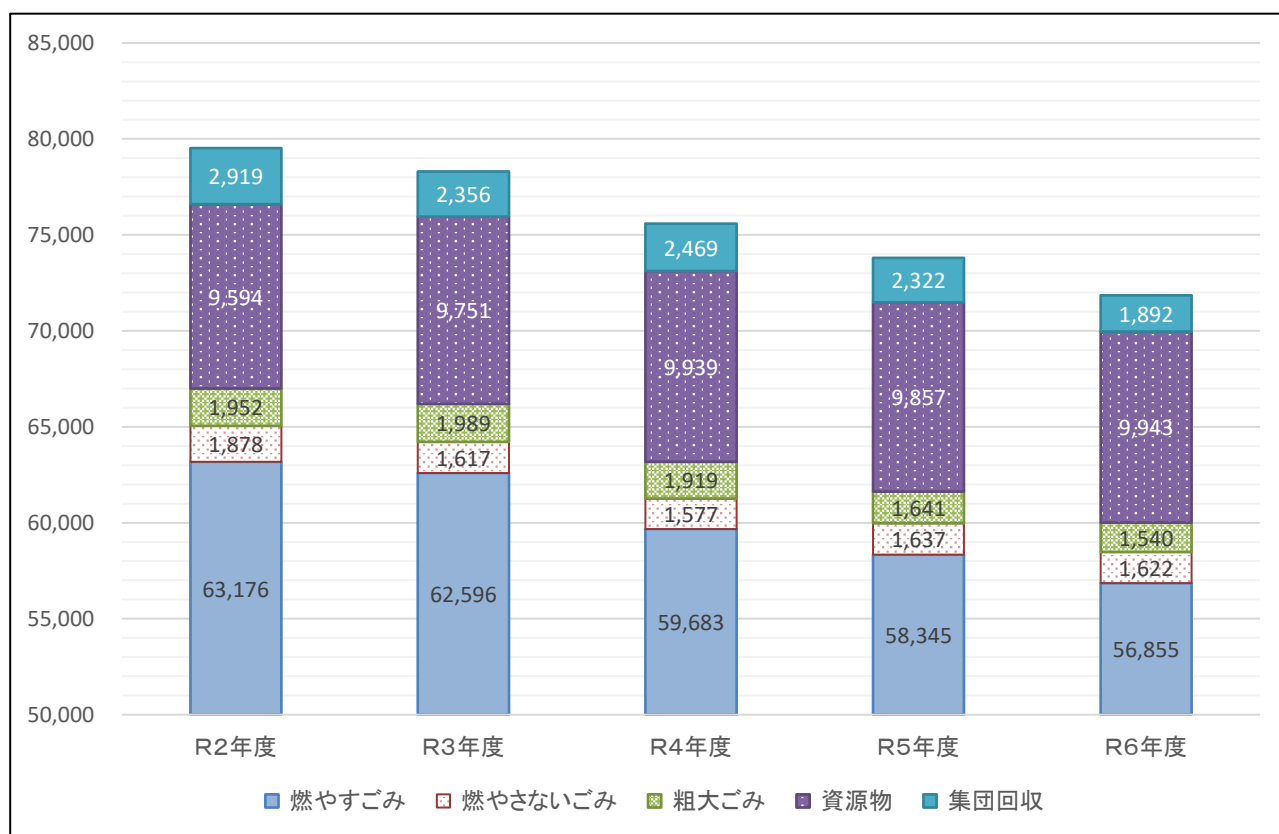
※ 小数点以下四捨五入の関係により合計が合わない場合があります。

(2) ごみ・資源物の種類別排出量及び資源化の実績

(単位: t)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
燃やすごみ		63,176	62,596	59,683	58,345	56,855
燃やさないごみ		1,878	1,617	1,577	1,637	1,622
粗大ごみ		1,952	1,989	1,919	1,641	1,540
資源物		9,594	9,751	9,939	9,857	9,943
集団回収		2,919	2,356	2,469	2,322	1,892
ごみ・資源物総排出量 (A)		79,519	78,309	75,587	73,802	71,852
再 中 生 間 利 処 用 理 量 後	リサイクルセンター 資源回収量	488	494	32	39	58
	焼却飛灰 セメント原料化量	3,634	2,847	2,441	2,521	2,424
	その他 資源回収量(くず鉄等)	35	132	789	716	698
	総資源化量 (B)	16,669	15,580	15,670	15,455	15,015
総資源化量増減前年度比		-11.1%	-6.5%	0.6%	-1.4%	-2.9%
資源化率 (B) ÷ (A)		21.0%	19.9%	20.7%	20.9%	20.9%

※総資源化量＝資源物＋集団回収＋中間処理後再生利用量



(3)ごみ・資源物排出量の推移

(単位:kg)

年度 区分			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭系ごみ	収集	燃やすごみ	42,078,170	40,799,950	39,739,470	38,600,260	37,497,010
		燃やさないごみ	1,827,290	1,540,060	1,327,400	1,246,550	1,178,270
		粗大ごみ	430,420	515,380	449,100	425,250	406,360
	自己搬入	燃やすごみ	762,720	776,280	588,570	779,680	868,690
		燃やさないごみ	47,270	62,850	230,260	373,220	431,390
		粗大ごみ	1,318,120	1,280,990	1,277,160	1,129,610	1,064,670
	小計	燃やすごみ	42,840,890	41,576,230	40,328,040	39,379,940	38,365,700
		燃やさないごみ	1,874,560	1,602,910	1,557,660	1,619,770	1,609,660
		粗大ごみ	1,748,540	1,796,370	1,726,260	1,554,860	1,471,030
		小 計	46,463,990	44,975,510	43,611,960	42,554,570	41,446,390
家庭系資源物	収集	かん類	242,420	233,580	205,300	208,080	207,350
		びん類	1,211,510	1,162,760	1,108,290	1,060,230	1,026,590
		ペットボトル	203,340	204,150	200,190	191,170	189,730
		紙類	1,741,790	1,822,950	1,664,570	1,509,470	1,522,700
		衣類	590,960	530,130	435,670	386,110	360,750
		蛍光灯	17,792	15,507	14,721	13,227	11,847
		乾電池	56,480	51,802	50,519	48,807	48,524
		剪定枝	2,238,460	2,306,710	2,300,520	2,270,730	2,173,570
	自己搬入	剪定枝	209,800	211,180	206,950	206,680	230,550
		紙類※ ¹	64,030	74,260	67,360	12,650	0
		小型家電※ ²	13,758	11,533	9,053	11,996	11,584
	小 計		6,590,340	6,624,562	6,263,143	5,919,150	5,783,195
事業系ごみ	許可	燃やすごみ	17,299,570	17,703,090	17,135,720	16,842,790	16,654,240
		燃やさないごみ	2,110	13,980	18,150	12,570	4,550
		粗大ごみ	49,000	43,440	68,380	69,350	36,140
	自己搬入	燃やすごみ	3,035,420	3,316,670	2,218,940	2,122,750	1,835,270
		燃やさないごみ	1,740	250	1,480	4,340	7,380
		粗大ごみ	154,410	149,030	124,300	17,200	32,520
	小計	燃やすごみ	20,334,990	21,019,760	19,354,660	18,965,540	18,489,510
		燃やさないごみ	3,850	14,230	19,630	16,910	11,930
		粗大ごみ	203,410	192,470	192,680	86,550	68,660
	小 計		20,542,250	21,226,460	19,566,970	19,069,000	18,570,100
資源系事業物	許可	剪定枝	91,300	68,950	65,230	87,080	84,210
	自己搬入	剪定枝	2,770,800	2,927,120	3,496,050	3,715,600	3,962,770
		紙類※ ³	141,160	129,660	114,550	135,200	113,120
	小 計		3,003,260	3,125,730	3,675,830	3,937,880	4,160,100
合計	燃やすごみ		63,175,880	62,595,990	59,682,700	58,345,480	56,855,210
	燃やさないごみ		1,878,410	1,617,140	1,577,290	1,636,680	1,621,590
	粗大ごみ		1,951,950	1,988,840	1,918,940	1,641,410	1,539,690
	資源物		9,593,600	9,750,292	9,938,973	9,857,030	9,943,295
	合計		76,599,840	75,952,262	73,117,903	71,480,600	69,959,785
集団回収	紙類		2,622,676	2,105,369	2,220,785	2,094,080	1,703,834
	衣類		209,167	172,167	168,000	153,105	125,266
	金属類		87,001	78,825	79,945	74,492	62,693
	合計		2,918,844	2,356,361	2,468,730	2,321,677	1,891,793
合 計			79,518,684	78,308,623	75,586,633	73,802,277	71,851,578

※1:資源回収ボックスの搬入量

※2:センター等での拠点回収分及び宅配便による回収分

※3:資源化センターへの搬入量及び機密文書資源化事業実績量の合計

(4) 排出者別ごみ・資源物量

(単位：t)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
家庭系ごみ	46,464	44,976	43,612	42,555	41,446
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	55,973	53,956	52,344	50,795	49,121
（集団回収を含まない量）	53,054	51,600	49,875	48,474	47,230
事業系ごみ	20,542	21,226	19,567	19,069	18,570
事業系ごみ・資源物	23,546	24,352	23,243	23,007	22,730
ごみ・資源物総排出量	79,519	78,309	75,587	73,802	71,852

(5) 市民1人1日当りの排出量

(単位：g)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
人 口（各年度10月1日現在）※	263,241	261,966	260,311	258,846	257,310
日数	365	365	365	366	365
家庭系ごみ	484	470	459	449	441
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	583	564	551	536	523
事業系ごみ・資源物	245	255	245	243	242
ごみ・資源物総排出量	828	819	796	779	765

※ 人口は住民基本台帳人口

(6) 犬・猫等小動物の死体処理

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
路上等での回収頭数	1,603	1,659	1,772	1,693	1,937

(7) 年度別ごみ質

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
ごみ（乾のべ）種類・組成	紙 ・ 衣類	53.9%	48.0%	47.2%	44.2%
	ビニール・合成樹脂 ・ ゴム・ 皮革類	21.1%	21.2%	30.9%	26.7%
	木・竹・わら類	7.2%	11.4%	10.7%	9.2%
	厨 芥 類	14.8%	14.1%	4.5%	7.3%
	不 燃 物 類	1.2%	1.4%	2.8%	3.0%
	そ の 他	1.8%	3.9%	3.9%	5.7%
単 位 容 積 重 量		155kg/m ³	155kg/m ³	144kg/m ³	135kg/m ³
水 分		37.9%	36.4%	39.0%	43.3%
低位発熱量（実測値）		11,030J/g	11,371J/g	11,339J/g	11,866J/g

※R 3 年度までは新クリーンセンターでの測定値、R 4 年度からは高砂市エコクリーンピアはりまでの測定値（R 4 は試運転期間を除く R 4. 6 月から R 5. 3 月までの平均値。）

(8) 中間処理量及び最終処分量の推移

リサイクルセンター

(単位：t)

項目・年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	布団	34	26	3	2	3
	鉄・アルミ等	—	—	29	37	55
	資源回収量計	34	26	32	39	58

※ 令和3年度まで粗大ごみの一般持込み及び戸別収集からの資源化量(但し、鉄等についてはすべて下記表の「鉄(がら類、コード等含む)」に掲載)。令和4年度より戸別収集からの資源化量。

エコクリーンピアはりま (破碎施設)

(単位：t)

項目・年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	白・茶カレット	7	6	—	—	—
	鉄(がら類、コード等含む)	432	442	685	624	597
	アルミ	14	17	64	52	46
	小型家電	1	1	4	4	10
	スプリング・マットレス	—	2	31	33	34
	その他資源物	—	—	5	3	11
	資源回収量計	454	468	789	716	698
	破碎可燃物	4,344	4,034	2,286	2,167	2,212
	その他不燃物	289	336	—	—	—
	搬出量計	5,087	4,838	3,075	2,883	2,910

※ 令和2年度まではリサイクルセンターでの処理量、令和3年度はリサイクルセンターとエコクリーンピアはりまでの処理量の合計

エコクリーンピアはりま (焼却施設)

(単位：t)

項目・年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	セメント原料化	3,634	2,847	2,441	2,521	2,424
	くず鉄	35	132	—	—	—
	資源回収量計	3,669	2,979	2,441	2,521	2,424
	不燃物(焼却灰)	2,969	3,786	4,342	4,251	3,914
	処理困難物	—	—	—	1	2
	搬出量計	6,638	6,765	6,783	6,773	6,340

※ 令和2年度までは新クリーンセンターでの処理量、令和3年度は新クリーンセンターとエコクリーンピアはりまでの処理量の合計

最終処分量

(単位：t)

項目・年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	埋立					
	大阪湾	480	289	2,036	4,251	3,914
	竜ヶ池	2,399	2,969	2,086	—	—
	処理業者	—	—	—	1	2
最終処分量計		2,879	3,258	4,122	4,251	3,916

(9) ごみ処理関係施設

【リサイクルセンター】

所 在 地	加古川市平荘町磐 1146 番地
敷 地 面 積	13,500 m ²
建 築 面 積	4,668 m ²
竣 工 年 月	昭和 63 年 7 月
受 付 対 象 物	剪定枝及び草
保 管 対 象 物	汚泥、粗大ごみ（戸別収集のみ）



リサイクルセンター

【資源化センター】

所 在 地	加古川市平荘町上原 210 番地の 1
敷 地 面 積	4,142 m ²
建 築 面 積	598 m ²
竣 工 年 月 日	平成 24 年 3 月
保 管 対 象 物	紙類（新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール等）、蛍光灯、乾電池、ライター



資源化センター

【剪定枝等一時集積所】

所 在 地	加古川市平荘町磐 1315 番地
敷 地 面 積	7,188 m ²
利用開始年月	平成 28 年 4 月
保 管 対 象 物	剪定枝及び草
保 管 容 量	560 m ³ (260t)



剪定枝等一時集積所

【最終処分場】

名 称	磐東第2不燃物最終処分場	竜ヶ池灰埋立最終処分場
所 在 地	加古川市上荘町白沢地先	加古川市上荘町小野657番地の 1
面 積	16,500m ²	10,446m ²
容 積	120,730m ³	81,338.8m ³
埋 立 期 間	昭和62年 4 月～令和 5 年 3 月	昭和55年 5 月～令和 4 年 2 月
埋 立 方 法	管理型（サンドイッチ方式）	管理型（サンドイッチ方式）

(10) ごみ減量・資源化施策

令和6年度に実施したごみ減量・資源化の取組は次のとおりである。

① 啓発事業

広域ごみ処理に向けたごみ減量の目標は達成し維持しているが、引き続きごみ減量を推進するため、ホームページ等で情報を発信するとともに、市民に対するごみの減量や分別の徹底について啓発を行った。

啓発事業の実施状況

項 目	内 容
環境学習	小学4年生夏休みごみ減量チャレンジ 7校 512人参加
イベント啓発	エコ暮らし相談会 かこがわecoフェスタ2024

② その他一般廃棄物の減量及び資源化に関すること

ア. 食品ロス削減に向けた取組に関すること

- ・食料品取扱事業者に「加古川市おいしい食べきり運動」への協力の呼びかけを行い、協力店として登録している。累計登録店舗数 166店
- ・市民に向け啓発やパンフレットの配布により啓発を実施した。

イ. 生ごみ処理機等購入補助事務

生ごみの減量及び市民の意識高揚を図るため、電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器を購入した市民に対して補助金を交付した。

	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
申請件数	97 件	13 件
交付額	2,179,000 円	45,600円

ウ. 段ボールコンポストの普及に関すること

生ごみの減量と市民の意識高揚を図るため、287セットを無料配布した。

エ. 資源物集団回収活動奨励事業に関すること

・ 集団回収活動奨励金

各種団体が回収した紙類・衣類に対し、1 kgにつき7 円の奨励金を交付した。

実施団体数	回収回数	紙類回収量	衣類回収量	奨励金交付額
252団体	2,188回	1,703,834kg	125,266kg	12,803,700円

オ. その他3 R推進に関する事業

・ 3 R促進標語

3 Rの理解を深めるため促進標語を募集し、優秀作品を啓発に活用した。

項 目	小学生	中学生
応募者数	85名	30名

最優秀作品

中学生：ふやそうよ 分別意識と 未来の資源

小学生：リサイクル 漢字にしたら 利・再・来

・ 剪定枝粉碎機の貸し出し

剪定枝の有効活用とごみ減量を推進するため、電動式剪定枝粉碎機の貸出を実施し、20件の利用があった。

(11) 環境美化の推進

平成 13 年 10 月に「空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、アダプトプログラム制度の推進、美化啓発標柱の設置、不法投棄禁止の看板の配布を行っている。

市民啓発

- ・ 6 月 1 日～30 日（環境月間）に、J R 加古川駅前にポイ捨て防止の横断幕を設置、また、市役所前に懸垂幕を、市役所周辺にのぼりを設置し、公用車には啓発パネルを掲示した。
- ・ 地域で行われる一斉清掃に対して、ゴミ袋の支給やゴミバサミの貸与を行い、環境美化活動を支援した。

アダプトプログラム制度の充実

平成 13 年 10 月に「アダプトプログラム実施要綱」を策定し、市民や事業者が道路や公園といった地域の公共スペースの里親（美化ボランティア）となり、自主的に清掃活動を実施し、市が清掃用具の貸与やゴミ袋の配布等の支援を行っている。



・ アダプトプログラム登録状況

（各年度 3 月末現在）

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
登 録 団 体 数 (増加数、減少数)	38 (5、0)	44 (8、2)	48 (6、2)	52 (5、1)	52 (4、4)
登 録 者 数 (増加数、減少数)	796 (50、2)	835 (41、2)	841 (32、26)	859 (32、14)	792 (64、131)

・ アダプトプログラムの表彰

平成 24 年 2 月に「加古川市アダプトプログラム表彰規程」を施行し、公共施設の環境美化活動に貢献し、その功績が顕著である団体に対して感謝状等を贈呈している。

・ アダプトサインの設置

活動を示す表示板（アダプトサイン）を市内 26 箇所に掲出し、環境美化の推進を啓発している。

不法投棄対策

不法投棄は、山間部を中心に河川、水路、公園、道路敷等市内全域で発生し、特に平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行後、冷蔵庫、テレビ等家電 4 品目の不法投棄がしばしばみられる。不法投棄は、そのまま放置しておく、2 次、3 次の投棄につながることから、業者委託により、不法投棄物の収集を行っている。また、平成 29 年 10 月からの粗大ごみ戸別有料収集実施に併せ、収集回数を週 2 回に増やし発生抑制に努めている。さらに、不法投棄多発場所には、不法投棄禁止の看板の設置を行うとともに関係機関、地元団体と連携をとり、早期発見、防止に努めている。

不法投棄発生件数（環境第 1 課関係分）及び不法投棄禁止看板交付枚数

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
不法投棄発生件数	181	189	157	123	127
不法投棄防止看板交付枚数	49	75	29	27	55

ごみステーションの整備

平成 5 年 4 月 1 日に「ごみステーション整備事業補助金交付要綱」を定め、地域の環境美化育成を図るため、市内の町内会等がごみステーションの整備を行う費用の 3 分の 1 若しくは 2 分の 1（限度額 10 万円若しくは 20 万円）を補助している。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
補助件数	51	43	24	22	22
補助金額	2, 427, 000	2, 428, 000	1, 337, 000	1, 376, 000	1, 527, 000

喫煙所の設置

喫煙マナーの向上と環境美化の推進のため、平成 28 年 12 月に J R 加古川駅南広場、平成 30 年 12 月に J R 東加古川駅南広場に喫煙所を設置した。なお、利用者増による周辺環境への影響を考慮し、J R 加古川駅南広場の喫煙所は令和 4 年 3 月に新たに移転設置した。

3. 処理計画

(1) 一般廃棄物処理基本計画

近年の社会情勢の大きな変化も加味しながら、令和5年3月に「(第4次)加古川市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。持続可能な社会の実現に向けた、これまでの取組の進捗状況を整理・検証し、更なるごみの減量や資源化を推進するとともに、ごみ及び生活排水の適正な処理、安全な生活環境の維持に努めることを目標としている。

① 計画内容

ア. 対象期間

- ・令和5年度～令和14年度までの10年間

イ. 基本方針

- ・循環型社会の推進
- ・脱炭素に向けた取組
- ・ライフスタイルの見直しと協働体制の確立
- ・持続可能なごみ処理体制の確保・維持

ウ. 目標

- ・家庭系ごみの削減 目標年次において「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」を440g/人・日以下まで削減
- ・事業系燃やすごみの削減 目標年次において「事業系燃やすごみ排出量」を19,721t/年まで削減

エ. その他

- ・計画期間を令和5年度から10年間の長期計画とし、計画目標年度を令和14年度、中間目標年度を令和9年度としている。計画策定の前提となっている条件について大きな変動があった場合には適宜見直しを行う。

(2) 令和7年度一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の発生予測量とその収集・運搬、処分等について定める。一般廃棄物の発生予想量は、次のとおりである。

① ごみ排出量見込み

ア. 家庭系ごみ (単位：t)

燃やすごみ	38,040
燃やさないごみ	1,610
粗大ごみ	1,430
小計	41,080

イ. 事業系ごみ (単位：t)

燃やすごみ	18,410
粗大ごみ	60
小計	18,470

ウ. 総計 (単位：t)

合計	59,550
----	--------

② 資源物排出量見込み

ア. 家庭系資源物 (単位：t)

資源物	かん類	210
	びん類	980
	ペットボトル	190
	紙・衣類	1,883
	蛍光灯	10
	乾電池	50
	小型家電	10
	剪定枝	2,360
小計		5,693

イ. 事業系資源物 (単位：t)

資源物	紙類	150
	剪定枝	4,240
小計		4,390

ウ. 集団回収 (単位：t)

資源物	紙・衣・金属類	1,540
-----	---------	-------

エ. 総計 (単位：t)

合計	11,623
----	--------

4. ごみ処理広域化の概要

(1) ごみ処理広域化の検討経緯

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町は、既存のごみ処理施設の老朽化などごみ処理に係る様々な課題に対応するため、平成19年からごみ処理の広域化による経費や環境面への効果等について検討を始めた。

平成22年度に実施したごみ処理広域化実現可能性調査において、令和4年度に広域でのごみ処理施設を供用開始し、15年間稼動した場合の建設・施設運営コストは、2市2町が単独でごみ処理を行う場合に比べ、約20数パーセント程度の経費削減が見込まれ、環境面においても二酸化炭素やダイオキシン類の排出量の削減が見込まれるなどの結果が得られた。

この調査結果を踏まえ、平成22年12月に2市2町すべてがごみ処理の広域化に参加する意思を表明し、平成24年2月に広域施設整備に向けた基本構想・基本計画であるごみ処理広域化基本計画を策定した。平成25年4月には、2市2町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結し、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務委託により、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理等を高砂市において行うことが決定した。

(2) ごみ処理広域化のあゆみ

年 月	内 容
平成19年度	2市2町で構成する東播臨海広域行政協議会において、ごみ処理広域化について検討を開始
平成22年度	実施調査：ごみ処理広域化実現可能性調査 (調査結果) 共同で1ヶ所設置のほうが、2市2町単独でごみ処理を行う場合に比べ、加古川市に設置した場合約26%、高砂市に設置した場合約23%の経費削減と環境負荷の低減が見込まれる。
平成22年12月	2市2町がごみ処理の広域化に参画する意思を表明
平成23年度	ごみ処理広域化基本計画を策定
平成24年度	用地選定
平成25年2月	広域ごみ処理施設建設用地の第1候補地が高砂市に決定
平成25年4月	2市2町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託により、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理を高砂市において行うことが決定した。
平成26年2月	ごみ処理方式を選定 可燃ごみ：「ストーカ焼却方式」に決定。焼却灰の処分方式は、今後の情勢を鑑み「セメント化」又は「埋立処分」で検討を行う。 不燃・粗大ごみ：「低速回転式破砕機＋高速回転式破砕機＋選別機」に決定
平成26年3月	ごみ処理施設整備基本計画を策定

年 月	内 容
平成 27 年 2 月	広域ごみ処理施設運営方式を選定 「公設民営方式（ＤＢＯ方式）」に決定
平成 26 年度	生活環境影響調査計画書を策定 実施調査：・建設予定地の地歴調査 ・建設予定地の地質調査 ・既存施設ダイオキシン類事前調査 ・ごみ搬入ルートにあたる路線の交通量等調査
平成 27 年 4 月	1 市 2 町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託
平成 27 年度	実施調査：土壌汚染調査
平成 27～28 年度	実施調査：生活環境影響調査の実施 広域ごみ処理施設事業者を選定 事業期間 【建設期間】平成 28 年 12 月から令和 4 年 3 月まで 【運営期間】令和 4 年 4 月から令和 24 年 3 月まで 実施事業者 【設計・建設業務】株式会社神鋼環境ソリューション 【運営・維持管理業務】株式会社高砂環境サービス
平成 28 年 4 月	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託
平成 28 年 12 月～	広域ごみ処理施設整備・周辺道路等整備・運営事業の実施
平成 29 年 2 月	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始
令和 2 年 7 月	広域ごみ処理施設の名称を「東播臨海広域クリーンセンター」に決定
令和 3 年 1 月	管理棟・計量棟整備開始
令和 3 年 2 月	試運転時のごみ搬入計画決定 愛称を「エコクリーンピアはりま」に決定
令和 3 年 10 月	エコクリーンピアはりま火入式開催
令和 3 年 11 月	燃やすごみの受け入れ開始
令和 4 年 1 月	燃やさないごみ、粗大ごみの受け入れ開始
令和 4 年 2 月	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの自己搬入の受け入れ開始
令和 4 年 5 月	施設引渡（31 日）
令和 4 年 6 月	施設運営開始

(3) 広域ごみ処理施設

①建設工事の概要

工 期		平成 28 年 12 月 26 日～令和 4 年 5 月 31 日	
工事場所		高砂市梅井 6 丁目 1 番 1 号	
解体	既存建物	ごみ焼却施設、リサイクルプラザ 旧ごみ焼却施設、旧粗大・不燃ごみ処理施設	
新設	可燃ごみ 処理施設	年間計画処理量	115, 186t/年
		施設規模等	429t/日（143t/24h× 3 炉）
		処理方式	ストーカ式
	不燃・粗大ごみ 処理施設	年間計画処理量	6, 574t/年
		施設規模等	34t/日
		処理方式	低速回転式破砕機＋高速回転式破砕機 ＋選別機
管理棟 その他付属棟		高砂市管理事務所のほか環境学習と啓発施設 を併設	

②施設図



第3章 し尿処理事業

1. し尿収集の概要

本市のし尿収集世帯は、公共下水道整備及び浄化槽の普及により徐々に減少している。

令和6年度は、市内全世帯(110,132世帯：R6.4.1現在推計人口)の約4.1パーセントにあたる4,509世帯(R6.4.1現在登録世帯)を対象に、し尿収集業務を実施した。

◎作業実績

	世 帯 数	対全体比	収 集 量 (日量)	収集車台数	委託業者数
直営区域	1,803 世帯	40.0%	16 k l	5 台	
委託区域	2,706 世帯	60.0%	31 k l	21 台	7 業者
計	4,509 世帯		47 k l	26 台	

◎し尿収集世帯調べ

令和7年4月1日現在

	世 帯 数	処理対象人口	対全体比	収集車台数	委託業者数
直営区域	1,637 世帯	3,536 人	39.9%	5 台	
委託区域	2,461 世帯	5,294 人	60.1%	21 台	7 業者
計	4,098 世帯	8,830 人		26 台	

◎し尿収集世帯及び収集量の推移

(単位：kl)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
収集世帯数	直営区域	2,155	2,047	1,962	1,895	1,803
	委託区域	3,147	3,103	3,043	2,963	2,706
	計	5,302	5,150	5,005	4,858	4,509
収 集 量 (kl)	直営区域	5,518	4,917	4,593	4,296	4,051
	委託区域	9,936	9,361	9,035	8,797	8,028
	計	15,454	14,278	13,628	13,093	12,079

※収集世帯数は各年度4月1日現在

◎し尿収集（1回）にかかる収集量の推移

(単位：1)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
直営区域	400	380	380	380	410
委託区域	479	474	477	425	414

2. 浄化槽の概要

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿と合わせて生活雑排水を処理する装置であり、トイレだけでなく、台所・風呂・洗濯等の生活雑排水全体を処理するため、河川等の公共用水域の水質保全のための有効な手段となっている。過去に設置された、みなし（単独処理）浄化槽では、し尿以外の生活雑排水が処理できず、水質汚濁の原因となるため、平成13年4月の浄化槽法改正により、新設が禁止された。

【人槽別設置基数調べ】

（令和7年4月1日現在）

種 類	人 槽						計
	～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	
みなし（単独処理） 浄化槽	3,029	325	60	7	4	0	3,425
合併処理浄化槽	3,713	142	52	51	22	5	3,985
合 計	6,742	467	112	58	26	5	7,410

◎法定検査の状況

浄化槽は、製造・施工・保守点検・清掃を正しく行うことによって本来の機能を発揮するものであり、良好な生活環境を保全するためには浄化槽の適正な維持管理が必要である。

当市においては、浄化槽が適正に維持管理されるよう行政指導を行う一方、各許可業者から浄化槽清掃記録票を提出させるとともに、法定検査通知書により受検状況を確認し浄化槽の管理状況の把握に努めている。

【法定検査年度別件数調べ】

検 査 種 類	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
7条検査（設置後等の水質検査）	175	173	149	132	132
11条検査（定期検査）	4,902	4,950	4,977	4,910	4,987

※一般社団法人兵庫県水質保全センター「法定検査実施基数報告書」より

◎浄化槽補助制度

合併処理浄化槽の、設置の推進及び適正な維持管理費の推進を図るため、平成10年度より「加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱」を制定し、設置補助金制度を開始している。

また、平成27年度より、設置補助金制度の拡充及び「加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」の制定による維持管理費補助金制度を開始している。

【浄化槽補助件数調べ】

補 助 の 種 類	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
合併処理浄化槽設置補助等	160	138	144	131	93
合併処理浄化槽維持管理費補助	1, 263	1, 344	1, 417	1, 466	1, 494

3. し尿処理施設の概要

尾上処理工場は、し尿処理施設（嫌気性消化処理方式、処理能力100k1/日）として昭和42年度に設置された。その後人口増加による搬入量の増加に対応するため、昭和47年度に施設を増設し、さらに昭和54年度～55年度に処理方式を好気性消化方式へ変更するための施設更新（一部既設利用）を行い、昭和56年度には処理能力250k1/日となった。

その後、主処理設備（好気性消化槽から河川放流までの設備）の老朽化が問題となり、隣接する兵庫県の下水道施設「加古川下流浄化センター」でし尿等（浄化槽汚泥を含む）を最終処理するための改造を行い、平成7年12月から同施設への一部投入を開始した。

平成13年4月以降は、主処理設備を休止し、搬入されたし尿等の全量を同施設で下水と一括して処理するための前処理（し渣・砂等の除去）を行う下水道投入処理施設（230k1/日）となった。

しかし、稼働開始から50年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、令和元年度に施設の全面更新を行う整備方針を採択し、令和3年度には、公募型プロポーザル方式により整備運営事業者を選定した。

令和4年度からは、既存施設の運転を継続しながら、既存施設の解体及び新施設の整備工事を並行して実施し、令和6年7月に新施設において投入処理を開始した後も、外構工事等を進め、令和7年3月に竣工した。

新施設は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に加え、周辺的生活環境や景観に配慮した設計となっており、循環型社会に対応した施設として、未利用資源の回収・再資源化が可能な機能を備えたものとなっている。

(尾上処理工場)



名 称 尾上処理工場
 所 在 地 尾上町養田1650
 敷 地 面 積 10,957.25 m²
 処 理 能 力 99 k1/日
 処 理 方 法 固液分離希釈方式
 (下水放流)

【年度別し尿処理状況調べ】

(単位：k1)

年 度	施設搬入量				1日当りの処理量		
	し 尿	浄化槽汚泥		計	し 尿	浄化槽汚泥 (脱水汚泥を除く)	計
		浄化槽汚泥	脱水汚泥				
R1年度	16,209	18,575	0	34,784	44	51	95
R2年度	15,454	19,353	0	34,807	42	53	95
R3年度	14,278	19,778	0	34,056	39	54	93
R4年度	13,628	19,367	0	32,995	37	53	90
R5年度	13,093	18,762	0	31,855	36	51	87
R6年度	12,079	19,857	0	31,936	33	54	87

※ R3年度の施設搬入量の内、浄化槽汚泥については、R3年10月の尾上処理工場機能の一時停止中における市外施設への搬出処理分（浄化槽汚泥 279k1）を含んでいる。